

医師の確保及び外来医療に係る 医療提供体制の確保に関する計画

(抜粋)

令和2(2020)年3月
広島県

目次

I 基本的事項

1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 策定のプロセス	3

II 医師確保計画（医師の確保に関する事項）

第1 「提供される医療全体」についての計画

（現状）

1 県内の医師数（医療施設従事医師数）	8
2 医師偏在の地域比較（医師偏在指標）	12
3 本県の医師確保対策の取組	13

（課題）

1 医師の偏在	17
2 次代を担う医師の確保・育成	17
3 勤務環境の改善等	19

（目標）

1 第7次計画の進捗状況を測る指標	21
2 医師偏在指標に基づく目標医師数	22

（施策の方向）

1 医師の確保の方針	23
2 医師少数スポットの設定	24

（施策内容）

1 医師偏在の是正	25
2 次代を担う若手医師等の確保・育成	27
3 勤務環境の改善等	31

第2 産科医師確保計画

（現状）

1 産科医師及び産婦人科医師の数	33
2 産科医師偏在指標	33

（課題と施策の方向）

1 課題	34
2 医師の確保の方針	34

（施策内容）

1 医師の確保	35
2 周産期医療体制の確保	35
3 勤務環境の改善	35

第3 小児科医師確保計画

(現状)		
1 小児科医師の数	36
2 小児科医師偏在指標	36
(課題と施策の方向)		
1 課題	37
2 医師の確保の方針	37
(施策内容)		
1 医師の確保	38
2 小児救急医療体制の確保	38
3 勤務環境の改善と県民の理解・行動	39

Ⅲ 外来医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）

(現状)		
1 県内の外来医療の状況	42
2 区域単位（対象区域）	47
3 外来医師偏在指標	47
4 医療機器の配置状況	49
(二次保健医療圏ごとの状況)		
1 広島圏域	50
2 広島西圏域	53
3 呉圏域	56
4 広島中央圏域	60
5 尾三圏域	64
6 福山・府中圏域	67
7 備北圏域	70
(施策の方向)		
1 外来医療に係る医療提供体制	75
2 医療機器の効率的な活用	76
3 住民の理解促進	77

Ⅳ 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制	80
2 施策の評価と評価結果の公表	80
資料編 参考資料（データ集）	83

二次保健医療圏ごとの状況

1 広島圏域

(1) 外来医療の状況

①外来医師偏在指標

131.3（全国順位 27/335 位）であり、全国上位 33.3%に該当するため、広島圏域は外来医師多数区域となります。

②外来医療機能別の状況

■ 夜間・休日等における初期救急医療

広島圏域における人口 10万人あたりの時間外等外来患者延数は、一般診療所が 753 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

人口 10万人あたりの時間外等外来施設数は、一般診療所が 35.9 施設で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10万人あたりの時間外等外来患者延数における施設の割合は、一般診療所が 53.5%、病院が 46.5%で、一般診療所による対応割合が高くなっています。

一般診療所における時間外等外来患者数は、1箇所あたり 21.0 人/月で、全国及び県平均より少なくなっています。

図表 32 時間外等外来医療の提供状況

	時間外等外来患者延数（回/月）				時間外等外来施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	985,287	772	829,374	649	34,523	27.0	6,489	5.1	28.5	127.8
広島県	23,357	820	17,162	602	1,018	35.7	185	6.5	22.9	92.6
広島	10,317	753	8,979	656	492	35.9	76	5.5	21.0	118.1

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2018）年 1 月 1 日現在）」

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

■ 在宅医療

広島圏域における人口 10万人あたりの在宅医療（訪問診療）の提供状況は、一般診療所が 1,692 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

人口 10万人あたりの訪問診療実施施設数は一般診療所が 25.9 施設で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

訪問診療を実施している診療所 1 箇所あたりの訪問回数は 65.2 回/月で、全国及び県平均より多くなっています。

広島圏域における人口 10万人あたりの在宅医療（往診）の提供状況は、一般診療所が 212 回/月で、全国平均より多く、県平均より少なくなっています。

図表 33-1 在宅医療（訪問診療）の提供状況

	在宅患者訪問診療患者延数（回/月）				訪問診療実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	1,264,888	990	167,314	131	21,507	16.8	3,003	2.4	58.8	55.7
広島県	41,207	1,446	3,815	134	739	26.0	86	3.0	55.7	44.4
広島	23,178	1,692	1,243	91	355	25.9	28	2.0	65.2	44.5

図表 33-2 在宅医療（往診）の提供状況

	在宅患者往診患者延数（回/月）				往診実施施設数（月平均施設数）				1箇所あたり（回/月）	
	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	10万対	病院	10万対	診療所	病院
全国	199,048	156	13,614	10.7	21,317	16.7	1,936	1.5	9.3	7.0
広島県	7,021	246	382	13.4	751	26.4	62	2.2	9.4	6.1
広島	2,902	212	116	8.4	357	26.0	24	1.7	8.1	4.8

出典：厚生労働省「平成 29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の平成 29 年 4 月から 30 年 3 月までの診療分データ（12 か月）に基づき抽出・集計したもの。

※ 「*」印は秘匿マーク。原則 1-3 の施設数の場合を示すが、都道府県等の総数から二次医療圏の施設数を特定可能な場合は、1-3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

■ 学校医・予防接種等の公衆衛生

広島圏域における学校医（市町立）について診療科別にみると、全ての診療科において 60 歳代の医師が最も多く、次いで 50 歳代、70 歳代となっており、学校医の高齢化が進んでいます。

図表 34 学校医（市町立）の診療科別年齢階層（下段：15 歳未満 10 万人対）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	年齢不詳	計
内科系	0 (0.0)	1 (0.5)	22 (11.6)	66 (34.9)	113 (59.8)	65 (34.4)	11 (5.8)	0 (0.0)	278 (147.2)
眼科系	0 (0.0)	2 (1.1)	45 (23.8)	77 (40.8)	79 (41.8)	31 (16.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	234 (123.9)
耳鼻科系	1 (0.5)	8 (4.2)	22 (11.6)	78 (41.3)	92 (48.7)	40 (21.2)	8 (4.2)	0 (0.0)	249 (131.8)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.6)	4 (2.1)	4 (2.1)	2 (1.1)	0 (0.0)	13 (6.9)
計	1 (0.5)	11 (5.8)	89 (47.1)	224 (119)	288 (153)	140 (74.1)	21 (11.1)	0 (0.0)	774 (409.8)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成 30（2017）年 1 月 1 日現在）」

広島圏域における予防接種の対応施設は、インフルエンザが71施設、小児定期が45施設で、そのうち8割以上が無床診療所となっています。

図表 35 予防接種対応施設の状況

	無床診療所	有床診療所	病院	計
インフルエンザ (10万人対)	72 (5.26)	1 (0.07)	9 (0.66)	82 (5.99)
小児定期 (5歳未満10万人対)	40 (66.2)	2 (3.31)	5 (8.27)	47 (77.7)

出典：広島県「外来医療提供体制に関するアンケート調査」

※ 広島市、海田町の施設数は含んでいない。

(2) 地域で不足する外来医療機能

広島圏域で不足している外来医療機能は次のとおりです。

- 初期救急
- 在宅医療
- 公衆衛生（学校医）

(3) 医療機器の状況

①医療機器の配置状況

広島圏域には、対象医療機器は全て配置されており、人口10万人当たりの台数は、全て全国平均を上回っています。

図表 36 調整人口当たり台数（台/10万人）

医療圏名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
広島県	13.4	6.9	0.45	4.2	1.00
広島	12.1	6.9	0.54	3.9	1.32

出典：厚生労働省「平成29（2017）年医療施設調査」

基準人口は「住民基本台帳人口（平成30（2017）年1月1日現在）」

放射線治療（体外照射）の合計装置台数の一部はNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）の年間算定回数から合計台数を推計。

②医療機器の共同利用方針

広島圏域における共同利用方針（全医療機器共通）は、次のとおりです。

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。